

2020年4月8日

お客さま各位

株式会社 日税サービス
代表取締役社長 高橋 洋三

【お知らせ】緊急事態宣言発令に伴う当社業務運営について

平素は弊社業務に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染拡大に伴い影響を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染拡大に関する「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、当社では以下のとおりの業務運営にて対応をさせていただきますので、ご案内いたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【当社のお客さま対応について】

「緊急事態宣言」の解除までは、お客さまおよびご家族さまの生命と健康を最優先とするため、可能な限り、お客さまとの対面での面談を控え、原則電話やメール・郵送でのご対応とさせていただきます。

【特別措置の適用について】

＜損害保険＞

今回の事態に対しまして、損害保険会社では、お客さまに不利益がないようにご継続契約の手続き・保険料のお支払いを猶予する等の特別措置を実施しています。「感染症による影響」によって満期日までにお手続きができなかった場合、継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予するお取り扱いができる場合があります。詳細は、弊社またはご加入いただいている損害保険会社にお問い合わせください。

＜生命保険＞

生命保険各社においても「感染症による影響」を受けられたお客さまに対して、金融上の措置を踏まえた対応を徹底するとともに、以下の特別取扱いを実施することにしております。詳細はご加入いただいている生命保険会社にお問い合わせください。

- ① 保険料払込猶予期間の延長：保険契約者からの申し出により、保険会社が定める日から最長 6 か月間の保険料払込猶予期間の延長措置を実施します。
- ② 保険金等各種支払いに関する措置：保険契約者または保険金・給付金受取人からの申し出により、保険金・給付金および解約返戻金・契約者貸付の請求にかかる必要書類の一部省略等、簡易支払いに関する措置を実施します。

【当社へのお問い合わせ】

当社では、出社人数を極力減らして対応しておりますため、電話がつながりにくい等のご不便をおかけする可能性があるかと存じますが、その際は何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、連絡先については以下の通りです。

＜連絡先＞ 株式会社 日税サービス

〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー29 階

電話番号：03-5323-2111

以上